

公益社団法人秋田被害者支援センター  
令和2年度ボランティア支援員（第16期生）募集要綱

（公社）秋田被害者支援センターは、犯罪や事故等に遭われた方々などの精神的支援等を行うことを目的として設立された団体です。平成17年4月1日に秋田県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受け、その活動は支援員、弁護士、医師、心理学者及び臨床心理士等の専門家によって支えられています。

活動の中心は、電話相談、面接相談、直接的支援（専門機関等への付添・カウンセリング・自助グループへの支援）、各種イベント・キャンペーンでの広報啓発活動等です。このような活動を通して、被害に遭われた方々などの支援を行っていただくボランティア支援員を募集しています。

1 募集期間

令和2年2月3日（月）から2月28日（金）

2 募集資格

- (1) 年齢25歳以上70歳未満の心身ともに健康な方
- (2) 支援活動に必要な知識・技能を取得してもらうため、専門的な研修を受けることができ、その後、支援活動が可能な方

3 募集人員

約10名

4 選考方法

- (1) 提出された関係書類に基づいて、一次審査（書類審査・面接）を行い、「支援活動員候補者」として登録させていただきます。結果については、後日通知します。
- (2) 一次審査で選考された方は、概ね100時間の研修を受けていただきます。

5 研修内容

- (1) 犯罪や交通事故の被害者、ご家族及びご遺族への支援活動に必要な知識、技能を習得するために医師、臨床心理士、弁護士等の専門家や県警担当者からの研修（講義・演習・実習等）を受けていただきます。
- (2) 研修は令和2年4月から実施予定です。

6 ボランティア支援員の活動内容

研修期間中、初級・中級・上級の各級終了後、二次審査（面接等）を実施しボランティア支援員として適正のある方を登録します。

(1) ボランティア支援員の活動内容

- ア 電話相談（月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの3時間）
- イ 直接的支援（病院・裁判所等への付き添い）

ウ 自助グループへの支援

エ 広報啓発活動

- (2) 支援員は、登録後も必要な研修が義務づけられています。

## 7 応募方法

- (1) 「犯罪被害者支援ボランティア養成講座申込書」を郵送して下さい。  
(当センターホームページの申込書の利用も可能です。)

- (2) 応募締切

令和2年2月28日(金) 当日消印有効

- (3) 応募書類送付先

〒010-0922

秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館本館4階  
公益社団法人秋田被害者支援センター

## 8 問い合わせ先

公益社団法人 秋田被害者支援センター 事務局

電話 018-893-5935

FAX 018-893-5938

(月曜日から金曜日 午前10時から午後4時までの間)